

各 位

始良伊佐ブロック平和運動センター／原水爆禁止始良地区協議会
議 長 堀 建 司

被爆61周年 非核・平和行進

地方自治の本旨に基づき、憲法の理念を活かし

非核・平和行政の推進を求める要請書

謹 啓

貴職におかれましては、平素から地方自治の発展と住民の暮らしを守る施策を推進されていることに敬意を表します。

今年は被爆61年。あらためて被爆国日本からノーモアーヒロシマ、ノーモアーナガサキ、ノーモアーヒバクシャの訴えをしっかりと世界に届け、核兵器廃絶を実現しなければなりません。

そのためにも、これまでの非核・平和宣言や非核自治体宣言運動の実績のもと、地域から平和行政を進めていくための取り組みをいっそう進めていただきますよう要請いたします。

1、非核平和宣言都市として、「日本非核宣言自治体協議会」へ加入してください。

非核宣言自治体とは、核兵器廃絶や非核三原則を求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体のことです。現在、昨年度までの数とは前後しますが、平成の大合併を受けて、日本の自治体のうち67パーセント以上がこの非核宣言を行っています。

最初の非核宣言は、1980年にイギリスのマンチェスター市で行われました。マンチェスター市は、米、ソ冷戦のさなか、核兵器の脅威をなくすため、自らのまちを非核兵器地帯であると宣言し、他の自治体にも同じような宣言をするように求めました。すぐにイギリス国内の多くの自治体が賛同しました。その後、この宣言運動は世界に広がりました。日本でも、1980年代からこの非核宣言を行う自治体が増え続け、現在では1,200自治体を超えています。

2、核兵器廃絶に向けた都市連帯「平和市長会議」の行動にご協力ください。

1982（昭和57）年6月24日、ニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において、広島市・長崎両市長が、世界の都市が国境を超えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと世界各国の市長宛てに賛同を呼びかけたことから始まりました。平和市長会議は、この「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」（別紙参照）に賛同する世界各国の都市で構成された団体で、1990（平成2）年3月に国連広報局NGOに、1991（平成3）年5月には国連経済社会理事会よりカテゴリーII（現在は「特殊協議資格」と改称）NGOとして登録されました。

現在、世界116カ国・地域1,326都市の賛同を得ています。（2006（平成18）年4月24日現在）

平和市長会議は、都市連帯推進計画に賛同するすべての都市相互の緊密な連帯を通じて核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓・貧困等の諸問題の解消、更には難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力することで世界恒久平和の実現に寄与することを目的に様々な活動を行っています。

私たち始良伊佐ブロック平和センター・始良地区原水禁としても、地方自治体において「無防備（非武装）地帯宣言」を行ったり、「非核港湾管理条例」や「自治体非核・平和条例」を制定することにより、地域から安全保障を作り上げていくことと、地区内の被爆者団体と連携しながら、地域においてさらに核兵器廃絶の活動を行政や市民が手を携えて取り組むことが必要だと考えています。

被爆61周年を迎える本年、「原爆パネル展」の開催、被爆体験者からお話を伺う被爆体験講話など、長崎・広島とをつなぐ平和事業を進めていただきますよう、要請いたします。

2006年5月29日

要請事項

一、合併に伴い、再度非核都市宣言を行い、「非核・平和行政の推進に関する条例」を制定すること。

（1）平和事業の推進（「パネル『原爆と人間』展」の8月開催、平和図書館及び図書常設、平和「基金」の予算化、平和外交など）

（2）原爆被爆者の福祉相談窓口を各自治体に設けること。

二、「全国の自治体さらには、全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立すること」をうたっている「日本非核宣言自治体協議会」（別紙参照）へ参加すること。

核兵器廃絶のための緊急行動2020ビジョン

1 趣 旨

核兵器廃絶のための国際合意として1970年3月に発効した核不拡散条約(NPT)は、2000年のNPT再検討会議で、ヒロシマ・ナガサキの願いである核兵器廃絶を実現するためのステップとして、「核兵器の全面廃絶に対する核保有国の明確な約束」を盛り込んだ最終文書を採択しました。

しかし、現在の世界情勢を見ると、唯一の核超大国である米国は、この約束を履行しないばかりか、核兵器の先制使用さえ辞さない態度で国際社会に臨み、また、小型核兵器の研究に着手することさえ表明しています。さらに、北朝鮮がNPT脱退を宣言し、核の保有について発言するなど、NPT体制は崩壊の危機に瀕し、核兵器廃絶への展望が開けない状況にあります。

このため、平和市長会議は、2003年10月、英国マンチェスター市で理事会を開催し、核兵器が使用されれば都市が最も悲惨な目に遭わなくてはならないとの認識のもと、市民の安全を守るべき市長が連携して、被爆75周年にあたる2020年までの核兵器廃絶を実現する「核兵器廃絶のための緊急行動」(2020ビジョン)を開始しました。

2 目 標

(1) NPT体制において、以下のことが決定されること。

全ての核兵器の臨戦態勢を即時解除すること。

2020年までの核兵器廃絶を実現するため、2010年のNPT再検討会議で「核兵器禁止条約」を締結することに向け、具体的な交渉を開始すること。

(2) 2010年のNPT再検討会議において、世界各国が「核兵器禁止条約」を発効させ、核兵器の廃絶に取り組むこと。

(3) 2020年までに核兵器の脅威から完全に解放された平和な世界を実現すること。

核兵器不拡散条約(NPT)の概要

NPTは、「1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」即ち、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5か国を「核兵器国」と定め、それ以外の国(「非核兵器国」)への核兵器の拡散を防止するとともに、核兵器国に核軍縮交渉を義務付けることを目的とする条約です。1968年7月に署名のため開放され、1970年3月に発効しました。(日本は1970年2月署名、1976年6月に批准)。現在の締約国は189か国にのぼっており極めて普遍性の高い条約です。条約の運用状況を検討する会議を5年毎に開催することが定められています。

3 内 容

「核兵器廃絶のための緊急行動」は、次の4ステップで展開しています。

(1) ステップ1 NPT再検討会議準備委員会(2004年4月26日～5月7日)への出席

(2) ステップ2 「核兵器のない世界を創るための記憶と行動の1年」(2004年8月6日～2005年8月9日)
(主な動き)

・非核宣言自治体全国大会で緊急行動を支持する決議文が採択(2004.7.30)

・PPNW北京大会で緊急行動を支持する決議文が採択(2004.9.16)

・広島市長の米国、ベルギー、ドイツ訪問(2005.1.15-23)

・全国市長会で緊急行動を支持する決議文が採択(2005.1.26)

・広島市長、長崎市長による日本政府、核兵器国(米、露、英、仏、中)大使館への要請行動(2005.2.18)

(3) ステップ3 NPT再検討会議への出席を中心とした取組み(2005年5月2日～5月27日)

(4) ステップ4 「継承と目覚め、決意の年」の展開(2005年8月～)

核兵器廃絶を願う被爆者及び良識ある世界の多くの市民の懸命な訴えにもかかわらず、2005年のNPT再検討会議は、核軍縮に一向に取り組もうとしない核保有国と、核軍縮の履行を求める非保有国との意見が対立した結果、残念ながら核兵器廃絶に向けた成果は生まれませんでした。核兵器をなくすための唯一の国際合意であるNPT体制がまさに崩壊の危機にあります。

こうした状況の中、2020年までの核兵器廃絶を実現するため、平和市長会議では、様々な事業に取り組むたいと考えています。

問合せ先：財団法人広島平和文化センター国際部平和連帯推進課

〒730-0811 広島市中区中島町1-5 TEL：082-242-7821 FAX：082-242-7452

核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画

1 目的

原爆被爆都市、広島・長崎がその体験に基づいて、長年にわたって訴え続けている核兵器の廃絶は、今や世界の多くの都市で唱えられ、その輪が大きく広がりつつある状況にかんがみ、我々はこうした都市と都市とのより緊密な連帯を図ることによって、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、もって世界恒久平和の実現に寄与しようとするものである。

2 連帯の進め方

- (1) それぞれ都市の実情に応じて、段階を踏みながら推進することとする。
- (2) 連帯した都市はさらに他の都市に連帯を呼び掛けるなどして、連帯の輪を広げ、できるだけ多くの都市と連帯する。
- (3) 国際連合と連携を取りながら進める。
- (4) 連帯の開始は連帯の意思があることを表明した文書の到着した日をもって開始する。
- (5) 連帯した都市間の連絡、調整などは広島市が行う。

3 事業の内容

(1) メッセージ等の交換

- ア. 連帯都市は、それぞれの立場で平和、軍縮に貢献するための集会又は行事を開催し、宣言文又は決議文等を発した場合は互いにそれらを交換し合う。
- イ. 連帯都市は国連軍縮週間には、核兵器廃絶と全面軍縮に関するメッセージを国際連合事務総長及び総会議長に送るとともに、互いにそのメッセージの交換を行う。

(2) 資料、図書等の交換

- ア. 連帯都市は平和、軍縮、安全保障に関する研究会又は集会等を開催した場合は、その結果を取りまとめた資料、図書を各連帯都市に紹介する。
- イ. 連帯都市は、都市連帯の趣旨、目的にかなった資料又は図書やパンフレットを自ら出版し、若しくは入手した場合は、互いに紹介し合う（例えば、公的な教育用教材となる図書、パンフレット及びポスターなど）。
- ウ. 連帯都市は、現下の国際情勢において核軍縮こそ解決すべき緊急課題であることを考慮し、特に広島・長崎における原子爆弾被害の実相を広く市民に認識させるため「原爆写真展」などを開催する。

広島・長崎両市は、展示会開催に必要とする写真資料を提供するなどの協力を行うほか、原爆の被害を示す記録映画、スライド、図書類の紹介を行う。

区 域	国・地域	都市数
アジア	27	131
オセアニア	8	73
アフリカ	23	38
ヨーロッパ	39	949
北アメリカ	11	115
南アメリカ	8	20
合計	116	1,326